

公募型プロポーザルの執行について

DX 推進戦略策定支援及び伴走型 DX 推進支援業務に係る公募型プロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

令和 6 年 8 月 15 日

隠岐の島町長 池田高世偉

1. 業 務 名 DX 推進戦略策定支援及び伴走型 DX 推進支援業務
2. 業務内容 別紙「DX 推進戦略策定支援及び伴走型 DX 推進支援業務仕様書」による
3. 履行期限 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日とする。
4. 参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規程に該当しない者であること。
 - (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (3) 企画提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの申し立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - (6) 次の全ての事項に該当する者であること。
 - ア 過去 3 年間で、自治体に対しての従業員の派遣を伴った伴走型支援による DX 推進支援業務の実績を 20 件以上有する者。
 - イ 上記アの実績の内、島根県内の自治体に対して、従業員の派遣を伴った伴走型支援による DX 推進支援業務の実績を有する者。
 - (7) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係

- (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- (エ) 前5号と同視し得る資本関係又は人的関係

5. 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

6. 事務局

隠岐の島町役場 総務課 情報システム係

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

電話番号 代表 08512-2-2111

直通 08512-2-8572

E-mail : inf-sys@town.okinoshima.shimane.jp

7. 実施方法、スケジュール等

「DX 推進戦略策定支援及び伴走型 DX 推進支援業務プロポーザル実施要領」による

8. 審査

(1) 審査委員会

参加表明書等及び企画提案書の審査、評価及び最も優れた企画提案書の特定は、「DX 推進戦略策定支援及び伴走型 DX 推進支援業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。本プロポーザルに関して、参加表明者及び企画提案書提出者が1者のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い選定の可否を決定する。

(2) 第1次審査（資格審査・書類審査）

提出された参加表明書等について参加資格要件を満たしているかを事務局において審査し、参加資格を満たす者に企画提案書の提出を求める。

(3) 第2次審査（企画提案書審査・プレゼン等）

提出された企画提案書等並びにプレゼン等の説明及び質疑応答の内容を総合的に判断し、最優秀者及び次順位者を特定する。

(4) 審査結果の通知

全ての参加者に電子メール及び文書で通知する。

9. 実施要領の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできる。

また、希望者には事務局にて、電子データにて交付する。

(URL : <http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

10. その他

詳細は「DX 推進戦略策定支援及び伴走型 DX 推進支援業務プロポーザル実施要領」による